

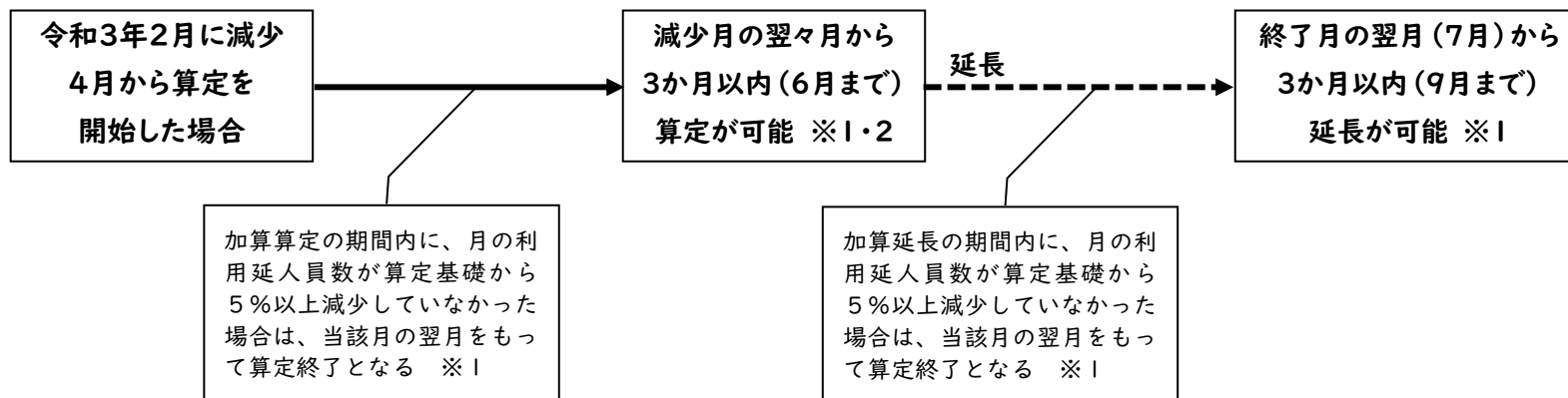
## 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算の取扱いについて(お知らせ)

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算(3%加算)については、減少月の翌々月から3か月以内に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算するものとなっています。

また、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると本市が認める場合には、当該加算の算定期間が終了する月の15日までに届出することで、翌月から3か月以内に限り延長が可能です。※2

ただし、3%加算の延長を届出する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎(減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎を含む。)と算定終了月の前月の利用延人員数を比較し、5%以上の減少について判定を行うことになります。

なお、加算算定の期間内又は加算延長の期間内は、届出様式に各月の利用延人員数を入力してください。月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了となりますので、速やかに取下げてください。※1



### 【算定開始後に必要となる届出について】

#### ※1 取下げする場合(算定期間終了を含む)

- ①連絡票、返信用封筒(84円切手貼付)
- ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)
- ③介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) →当該項目の「なし」のみ丸してください。
- ④感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(参考様式36)

**\*期間が終了しても自動的に算定「なし」にはならないため、必ず届出してください。**

#### ※2 算定期間を延長する場合

- ①連絡票、返信用封筒(84円切手貼付)
- ②介護給付費(第一号事業支給費)算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)  
→変更後の欄に「期間を延長する旨」を記載してください。
- ③感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(参考様式36)

**\*算定終了月の15日までに届出してください。**

**\*届出様式の「加算算定の延長を求める理由」欄に、必ず理由を記載してください。**

3%加算や規模区分の特例の適用等については、**介護保険最新情報 Vol.937**を必ずご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課  
介護事業者グループ

電話：072-841-1468(直通)

FAX：072-841-1322